

学童保育のしおり

～夏休み利用～

申請期間 ・ 受付時間 安全な保育のため、書類の確認にお時間をいただく場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。	令和7年5月20日（火）から 令和7年6月3日（火）まで（日曜を除く毎日） ① 放課後ひろば 【月～金】 午後1時 ～ 午後4時30分 【土曜日】 午前9時 ～ 午後4時30分 ② 児童館・おおたっ子ひろば・こどもの家 【月～土】 午前9時 ～ 午後4時30分 ※糞谷こどもの家の土曜日の受付は、東糞谷児童館で行います。 6月4日（水）から 7月4日（金）まで、随時申請を受け付けます。 ※一次申請者の利用結果通知後の審査となるため、結果のお知らせの送付は7月上旬となります。
申込方法	利用を希望する施設へ持参（第一希望施設・第二希望施設 どちらでも可） 申請書類一式をお持ちください。＜郵送不可＞ ※学校内施設は申請が集中するため、分散提出にご協力ください。提出場所は選考に影響しません。
結果のお知らせ	令和7年6月20日（金）に、郵送で発送予定です。 ※郵便事情により、結果のお知らせがご自宅に到着するまでに数日を要する場合があります。

★申請書類ご提出の際は、**保護者(児童の様子が見える方)**が、**申請対象の児童とご一緒に来所**をお願いします。

★**申請期間最終日の受付時間に間に合わない場合、随時申請の扱いとなります。**

※提出書類に不備・不足がある場合は、申請書類を受領できません。各種提出書類は、お時間に十分余裕をもってご準備ください。この場合、一次申請者の結果通知後の審査となります。

※一次申請において、すでに受入可能人数を満たしている施設については、欠員が生じるまでお待ちいただくことになります。

このしおりは令和7年5月1日現在の状況で作成しています。
事業内容に変更が生じる場合があります。
最新の情報は、区ホームページや各施設からお知らせします。



大田区ホームページ（学童保育トップページ）▲
（申請書類をダウンロードできます。）

学童保育（夏休み利用）とは

小学校児童で、夏休み期間中に保護者が就労などの理由（一定の利用要件のもと、介護や自宅療養等を含む）で家庭にいない場合に、遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を行うことを目的とする制度です。

1 学童保育（夏休み利用）をご利用できる方

- 以下（１）～（３）のすべてに該当する児童です。
- （１）大田区内に在住 または 在学する、小学校１年生から６年生の児童
- （２）保護者の就労等により、夏休み期間中に保育が必要な児童
（保護者の就労等とは、就労、疾病、看護・介護、心身障がい、就学 の場合です。）
- （３）実施施設に、通所（保護者等の介助を伴う場合を含む）ができ、集団で保育することが可能な児童

2 学童保育の運営日と時間

- （１） 利 用 期 間 令和７年７月 21 日～令和 7 年 8 月 31 日
- （２） 保 育 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
※令和 7 年度夏休み利用は、試行的に午前 8 時から開室します。（土曜日は除く）
朝の保育時間（8 時～8 時 30 分）は、保護者の出勤時間と通勤時間に照らし、必要な人が利用
できます。希望される方は、利用承認後に登室希望の書類を提出していただきます。
- （３） 延 長 保 育 午後 5 時～午後 6 時（土曜日は除く）
 - ・延長保育の利用は、保護者の帰宅時間が午後 5 時 00 分以降の児童が対象です。
 - ・一部施設では、延長保育を午後 7 時 00 分まで実施します（土曜日を除く）。しおり裏表紙『学童保育施設一覧』をご覧ください。
- （４） 保 育 日 保護者の就労などの日時
- （５） お 休 み 日曜・法律に定める休日（ 7 月 21 日※海の日、8 月 11 日 ※山の日）

3 利用申請のご注意

- （１） 申請の際は、利用を希望する施設に、申請対象の児童とご一緒に来所をお願いします。
- （２） 学童保育申請書・学童保育調査票は児童ごとに記入して、添付書類（就労証明書、診断書等）
をそろえて提出してください。添付書類に不備がある場合は、申請書類を受領できません。
- （３） 申請に必要な添付書類は、別紙「申請手続きに必要な添付書類の一覧」をご覧ください。
- （４） 書類の不備等により手続きが完了しない場合は、ご利用できませんのでご注意ください。
- （５） 1 人の児童について、2 か所以上の施設に別々に申請手続きをすることはできません。
※1 枚の申請書に第一・第二希望施設を記入することはできません。

4 選考方法

- 大田区の学童保育の選考は、以下のとおり行います。
- （１）保護者の就労等の状況（基準指数）や、児童や世帯の状況等（調整指数）に基づき、
合計指数を算出します。 ※指数算出の詳細は、「大田区学童保育利用選考基準」の表をご覧ください。
 - （２）合計指数の高い方から順に、第一希望施設の入所を優先的に審査いたします。
第一希望施設が受け入れ可能人数に達した場合は、第二希望施設に空きがあれば、第二希望施設で
入所決定となります。

5 結果通知の発送

令和 7 年 6 月 20 日（金）に郵送で発送予定です。

- ・利用決定の方へは、「利用承認通知書」のほか、利用開始に向けたお知らせ、学童保育料の納付や減額免除に関する書類等を同封します。
- ・多数の申請があり、選考の結果利用を承認できず保留となる方へは、「保留決定通知書」をお送りします。7 月 18 日（金）までに欠員が出
た場合は、保留順位上位の方から順に繰上げ入所のお声がけをいたします。

6 学童保育料（夏休み利用）

- （１）学童保育料（夏休み利用）
午前 8 時 30 分～午後 5 時まで ・ ・ ・ ・ ・ **6,000 円/期間**
延長（午後 5 時～午後 6 時） ・ ・ ・ ・ ・ **1,500 円/期間 加算**

・朝の保育時間（8 時～8 時 30 分）の利用にあたっては、令和 7 年度は試行実施のため上記料金に含みます。
・午後 6 時から午後 7 時までの延長利用は別途料金がかかります。各施設に直接お問い合わせください。

- （２）支払方法
「キャッシュレス決済（24 時間支払い可能）」 または
「納付書（金融機関・郵便局窓口での支払い）」
・申請書類提出の際に、調査票（申請書裏面）で希望する支払方法に☑をしてください。◀ 別紙調査票記入例参照▶
・キャッシュレス決済は、バーコード決済（PayPay のみ）またはクレジットカードがご利用いただけます。詳細は、決定通知に同封す
る書類をご覧ください。

- （３）学童保育料の減額・免除制度について
以下の項目に該当する世帯は、所定の手続きにより学童保育料が減額又は免除となります。

2	生活保護受給世帯	（免除）
3－1	住民税 非課税世帯	（4,500 円減額）
3－2	住民税 非課税で、ひとり親の世帯	（免除）
4－1	住民税 非課税相当の世帯等	納付が特に困難な世帯（4,500 円減額）
4－2	住民税 非課税相当で、ひとり親の世帯	（免除）
5	就学援助費受給世帯	（3,000 円減額）
6	里親世帯	（免除） ※「1 世帯の学童在籍児童が 2 名以上」は、夏休み利用への適用はありません。

- ・減額・免除を希望する方は、学童保育調査票（学童保育申請書裏面）の 4 学童保育料欄の該当する項目に☑をしてください。
利用承認通知書と一緒に「学童保育料減額・免除申請書」をお渡しいたします。

「学童保育料減額・免除申請書」に必要事項を記入し、令和 7 年 7 月 10 日（木）までに
入所が決定した学童保育施設に提出してください。

7 その他

- （１）学童保育中に発生した事故については、区が加入している傷害保険で対応します。
- （２）夏休み利用を申請する方は、 7 月 21 日から 8 月 31 日までの期間の一時利用を重複して申請するこ
とはできません。（夏休み利用を辞退した方または「保留通知書」を受け取った方は、申請できます。）
- （３）申請内容に変更が生じた場合や利用要件がなくなった場合（申請後にお仕事を辞めた場合等）は、速
やかに申請受付施設までご連絡ください。

申請の内容と事実が異なることが判明した場合は、利用承認を取り消す場合があります。

■申請手続きに必要な添付書類の一覧

※保護者1人につき、それぞれご用意ください。

申請理由		必要な書類	備考
就 労	外勤の方	●就労証明書 (3か月以内作成のもの) ●勤務シフト表 (不規則勤務・不定休の方のみ必要)	学童保育施設または教育総務課の担当者から、就労証明書を作成した勤務先の担当者の方へ問い合わせする場合があります。 勤務シフト表は、特定のある月の1日～末日の記載があるものがが必要です。その他、勤務シフト表提出の際の注意点は、このページ下部の注意事項も併せて参照してください。
	自営の方	●就労証明書 (3か月以内作成のもの) ●勤務シフト表 (不規則勤務・不定休の方のみ必要) ●自営を証明する書類 ▼ (コピーの提出可) ＜法人経営の方＞ 法人税申告書別表一本人控用、法人登記現在事項証明書、各種許可書、(法人名義の)業務の受注書・契約書 など ＜個人事業主の方＞ 確定申告書B第一表、開業届、区民税・都民税納税通知書、各種許可書、業務の受注書・契約書 など ＜個人事業主の配偶者の方＞ 確定申告書B第二表本人控用「事業専従者欄」に記載があるもの、個人事業主開業届「給与等の支払の状況」欄に記載があるもの、区民税・都民税納税通知書 など	
疾 病		●医療機関が発行した診断書の写し (3か月以内に取得したもの)	ご家庭での保育が困難である旨の記載が必要です。
看護・介護		●看護・介護対象者の状態がわかる書類の写し (診断書、介護保険証(要介護度3以上)等) ●学童保育申請に関する申立書	介護の状況や1週間のスケジュールについて、学童保育の申立書に詳細を記入してください。
心身障がい		●保育にかける理由がわかる書類の写し (身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証(要介護度3以上)等)	
就 学		●大学や専門学校、職業訓練校等の在学証明書の写し ●カリキュラムなど受講スケジュールがわかる書類 ●学童保育申請に関する申立書 ※1週間のスケジュールについて詳細を記入してください。	入学予定の場合は、合格(入学)証明書と受講予定のカリキュラムを提出し、入学後に左記の書類を再度提出してください。

■勤務シフト表の提出に関する注意事項

- 勤務シフト表の提出が必要な方は、勤務サイクルが不規則な場合(勤務日・休日・勤務時間・勤務場所等が、週や日によって異なる場合)です。
- 裁量労働時間制やフレックスタイム制など、勤務時間に裁量があるため日によって異なる場合も、実際の勤務実績がわかる書類をご提出ください。
- 従業員全員が1つの勤務シフト表に載っている場合は、ご自身以外の方をマスキングしてください。
- 「ある特定の月の1日から末日」までの勤務シフトがわかる書類をご用意ください。
⇒たとえば次のような場合は、連続した2期以上のシフト表をご用意いただく必要があります。
「半月ごとのシフト」「16日から翌月15日までのように月途中～月途中のシフト」等
- 未来の勤務シフト表がご提出できない場合は、直前の勤務実績でも構いません。
- 育休等で過去1,2年間ほどの自身の勤務シフトが存在しない場合は、学童保育申請用の勤務シフト表(汎用)を活用して作成するか、同等の勤務形態である別の方の勤務シフト表をご提出ください(氏名等はマスキングしてください)。

大田区学童保育利用選考基準（夏休み利用）

★保護者が複数いる場合は、基準指数の低い保護者の指数がその世帯（児童）の基準指数となります。

★基準指数と調整指数の合計指数で順位を決定します。

基準指数（保護者の状況）

※1～6は重複して加算できません。

1 就 労 （ ① ② ③ の 合 計 ）	①週の勤務日数 （日曜日を除く） ※午前8時30分から 午後6時に係る就労		週5日以上		週4日		週3日	
		居宅外	10		6		3	
		居宅内	6		2		1	
	②週の勤務時間数 （日曜日を除く）	40時間以上	35時間以上 40時間未満	30時間以上 35時間未満	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	5時間以上 10時間未満	
		6	5	4	3	2	1	
	③週の勤務時間数 （日曜日を除く）のう ち午前8時30分から午 後6時に係る時間数	40時間以上	35時間以上 40時間未満	30時間以上 35時間未満	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	5時間以上 10時間未満	
14		12	10	7	4	1		
2 就 労	深夜を含む 不規則勤務に限る	深夜を含む居宅外の不規則勤務が、週2日以上あり、週の勤務時間が40時間以上で かつ、午前8時30分から午後6時までに係る勤務日数が週3日以上						
		30						
3 長期疾病 ※おおむね1か月以上		長期入院		自宅療養（寝たきり）		通院を伴う自宅療養 （寝たきりを除く）		
		30		20		12		
4 長期看護・介護 ※おおむね1ヵ月以上		看護・介護が週5日以上		看護・介護が週4日		看護・介護が週3日		
		16		12		10		
5 心身障がい		愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳						
		1～2度・1～2級		3度・3級		4度・4級		
		30		25		12		
6 就学等		就学・技能習得等のため外出を常態としている場合（就労で換算する）						

※1から6に掲げるもののほか、区長が認める場合は、別途加算する。

※1から6の項目は、合算できません。複数の項目に当てはまる場合は、最も高い指数の項目を基準指数とします。

「1就労」の基準指数について

- ①勤務日数は日曜日を除く、午前8時30分～午後6時に係る就労がある日を対象としています。
- ②③週の勤務時間数について、残業時間・通勤時間・移動時間は含まれません。
- 勤務日により、就労形態（居宅内・外及び勤務終了時間等）が異なる場合は、週の平均で指数を算出します。
- 就労（予定）証明書、又は学童保育調査票（申請書裏面）に、育児短時間等（時短）を取得する旨の記載があった場合、利用開始初日（7月21日）時点の時短取得状況に応じた勤務日数、勤務時間で評価します。

調整指数（児童の世帯及び児童本人の状況）

※A～Cは重複して加算できます。

A 世帯の状況	両親不存在		ひとり親世帯	
	10		4	
B 要支援	愛の手帳若しくは身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳あり 又は特別支援学校在籍若しくは特別支援学級(固定学級) 在籍			
	4 - 6 年	13	1 - 3 年	8
C 児童の学年	1年生	2 年生		3年生
	25	13		6

※学童保育料の未納（兄弟・姉妹を含む）が6か月以上ある世帯は、C児童の学年が加算されません。

令和 7 年度 大田区学童保育施設一覧 (令和7年5月時点)

【児 童 館 等 学 童 保 育 施 設】				
No.	運営委託	施設名	電話番号	所在地
1		沢田児童館	3298-3356	大森西 2-2-1
2	○	大森西児童館	3768-7776	大森西 5-20-17
3	○	大森北児童館	3764-3060	大森北 3-25-2
4		大森本町児童館	3298-3019	大森本町 2-2-4
5	○	山王児童館	3776-0351	山王 1-5-13
6		南馬込児童館	3772-4340	南馬込 1-59-21
7		南馬込四丁目児童館	5742-5090	南馬込 4-6-5
8	○	中馬込児童館	3777-4498	中馬込 1-19-1-201
9		中央八丁目児童館	3755-4366	中央 8-29-4
10	○	池上児童館	3751-6603	池上 5-9-9
11		徳持児童館	3751-9914	池上 8-13-4
12	○	新井宿児童館	3775-8725	中央 1-15-4
13	○	田園調布本町児童館	3722-2540	田園調布本町 13-22
14		田園調布二丁目児童館	3722-5189	田園調布 2-17-2
15		鵜の木児童館	3750-5483	鵜の木 3-34-7
16	○	久が原児童館	3751-4751	久が原 5-4-9
17		南雪谷児童館	3728-8253	南雪谷 5-18-22
18	○	上池台児童館	3727-0503	上池台 2-35-18
19	○	仲池上児童館	3751-3338	仲池上 1-21-16
20	○	洗足池児童館	3729-7113	南千束 2-15-1
21		荏谷児童館	3743-3854	西荏谷 2-26-3-101
22	○	萩中三丁目児童館	3744-7690	萩中 3-30-9
23		南六郷児童館	3739-4452	南六郷 1-29-1-101
24		高畑児童館	3737-1807	西六郷 3-18-2
25	○	千鳥児童館	3758-8191	千鳥 3-11-7
26		下丸子児童館	3757-1421	下丸子 2-20-15
27		下丸子四丁目児童館	3758-2420	下丸子 4-25-1
28	○	矢口児童館	3758-4657	矢口 3-3-20
29	○	西蒲田児童館	3751-3365	西蒲田 3-8-6
30		多摩川児童館	5710-2057	多摩川 2-24-25
31	○	本蒲田児童館	3736-3217	蒲田 1-4-23
32		荏谷こどもの家	3741-6609	東荏谷 4-3-5

No.33～86の学校内学童保育施設は、原則その小学校に在籍する児童が対象

【学 校 内 学 童 保 育 施 設】				
No.	運営委託	施設名	電話番号	所在地
33		梅田おおたっ子ひろば	3775-7224	南馬込 6-6-2 2 (梅田小学校内)
34		松仙おおたっ子ひろば	3754-1823	久が原 1-11-2 0 (松仙小学校内)
35		羽田おおたっ子ひろば	3741-0183	羽田 3-3-1 4 (羽田小学校内)
36	○	萩中おおたっ子ひろば	3741-0182	本羽田 3-4-2 2 (萩中小学校内)
37	○	西六郷おおたっ子ひろば	3738-8906	西六郷 2-3-1 (西六郷小学校内)
38		志茂田おおたっ子ひろば	3733-3733	西六郷 1-4-2 (志茂田小学校内)
39	○	新宿おおたっ子ひろば	3738-8904	蒲田本町 1-5-1 (新宿小学校内)

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館では午後7時まで延長保育を実施します。

【学 校 内 学 童 保 育 施 設】				
No.	運営委託	施設名	電話番号	所在地
40	○	大森第四放課後ひろば	6423-6050	大森南 3-1 8-2 6 (大森第四小学校内)
41	○	中富放課後ひろば	3768-7040	大森東 5-6-24 (中富小学校内)
42	○	大森第一放課後ひろば	3761-1916	大森東 3-5-15 (大森児童館内)
43	○	開桜放課後ひろば	3766-5151	大森西 2-26-3 (開桜小学校内)
44	○	大森第三放課後ひろば	3762-6670	大森西 5-22-18 (大森第三小学校内)
45	○	大森東放課後ひろば	3763-5504	大森東 1-29-1 (大森東小学校内)
46	○	入新井第五放課後ひろば	3766-3020	大森北 6-4-8 (入新井第五小学校内)
47	○	入新井第一放課後ひろば	3764-1709	大森北 4-6-7 (入新井第一小学校内)
48	○	山王放課後ひろば	3777-4533	山王 1-26-33 (山王小学校内)
49	○	馬込放課後ひろば	3773-4406	南馬込 1-34-1 (馬込小学校内)
50	○	馬込第二放課後ひろば	3773-7498	南馬込 3-3-7 (南馬込三丁目児童館内)
51	○	馬込第三放課後ひろば	3775-4000	北馬込 1-28-1 (馬込第三小学校内)
52	○	池上放課後ひろば	3752-7555	池上 1-33-8 (池上小学校内)
53	○	池上第二放課後ひろば	3753-6225	中央 8-9-1 (池上第二小学校内)
54	○	徳持放課後ひろば	3751-1727	池上 7-18-1 (徳持小学校内)
55	○	入新井第二放課後ひろば	3778-3300	中央 2-15-1 (入新井第二小学校内)
56	○	入新井第四放課後ひろば	3777-3701	中央 3-5-8 (入新井第四小学校内)
57	○	東調布第一放課後ひろば	3750-5011	田園調布南 28-7 (東調布第一小学校内)
58	○	調布大塚放課後ひろば	3748-3930	雪谷大塚町 12-1 (調布大塚小学校内)
59	○	東調布第三放課後ひろば	3759-0771	南久が原 2-17-1 (東調布第三小学校内)
60	○	嶺町放課後ひろば	3758-2370	田園調布南 6-10 (嶺町小学校内)
61	○	久原放課後ひろば	3753-0221	久が原 4-12-10 (久原小学校内)
62	○	池雪放課後ひろば	3729-0313	東雪谷 5-8-7 (池雪分室内)
63	○	洗足池放課後ひろば	3727-0301	南千束 3-35-2 (洗足池小学校内)
64	○	赤松放課後ひろば	3726-6180	北千束 2-35-8 (赤松小学校内)
65	○	清水窪放課後ひろば	3718-7720	北千束 1-20-15 (清水窪小学校内)
66	○	荏谷放課後ひろば	5705-0616	西荏谷 3-13-21 (荏谷小学校内)
67	○	東荏谷放課後ひろば	3742-6605	東荏谷 5-18-23 (東荏谷小学校内)
68	○	北荏谷放課後ひろば	3743-0123	北荏谷 2-2-5 (北荏谷小学校内)
69	○	都南放課後ひろば	3744-2120	本羽田 3-15-2 (都南小学校内)
70	○	中秋中放課後ひろば	5705-2991	萩中 2-14-1 (萩中中小学校内)
71	○	出雲放課後ひろば	3744-4565	本羽田 1-2-4 (出雲小学校内)
72	○	六郷放課後ひろば	3731-3040	東六郷 3-5-19 (東六郷児童館内)
73	○	高畑放課後ひろば	5703-0567	西六郷 3-28-23 (高畑小学校内)
74	○	仲六郷放課後ひろば	3732-7660	仲六郷 1-26-1 (仲六郷小学校内)
75	○	東六郷放課後ひろば	3731-2050	東六郷 2-3-1 (東六郷小学校内)
76	○	南六郷放課後ひろば	3739-6771	南六郷 3-7-1 (南六郷小学校内)
77	○	矢口放課後ひろば	3757-4559	多摩川 1-18-25 (矢口小学校内)
78	○	矢口西放課後ひろば	3750-9188	下丸子 1-7-1 (矢口西小学校内)
79	○	多摩川放課後ひろば	3759-8017	矢口 3-26-25 (多摩川小学校内)
80	○	相生放課後ひろば	3732-2880	西蒲田 6-19-1 (相生小学校内)
81	○	矢口東放課後ひろば	3731-0071	東矢口 3-9-20 (矢口東小学校内)
82	○	おなづか放課後ひろば	3753-6030	西蒲田 1-19-1 (おなづか小学校内)
83	○	道塚放課後ひろば	3733-2110	新蒲田 3-3-18 (道塚小学校内)
84	○	蒲田放課後ひろば	3736-0303	蒲田 1-30-1 (蒲田小学校内)
85	○	南蒲放課後ひろば	3737-0093	南蒲田 1-12-11 (南蒲小学校内)
86	○	東蒲放課後ひろば	3732-3370	東蒲田 1-19-25 (東蒲小学校内)

【お問合せ先】

- 各学童保育施設
- 大田区教育委員会事務局 教育総務課 教育地域力推進担当
(TEL) 03-5744-1273
(住所) 蒲田 5-13-14 大田区役所 本庁舎 6F (学童保育窓口)